

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

さゆりハイツ・みなみハイツ・中郷ハイツ・清水ハイツへの入居者を募集します

○さゆりハイツ1戸 (B棟2号)

(2LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 24,300円～47,600円 (所得により決定)
共益費 2,750円

○みなみハイツ1戸 (A棟4号)

(2LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 21,800円～42,800円 (所得により決定)
共益費 2,750円

○中郷ハイツ2戸 (204号・301号)

(3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 25,000円 (駐車場代: 1,500円/1台)
共益費 2,750円

※単身者も条件により入居可能ですので、ご相談ください。

○清水ハイツ2戸 (202号・204号)

(3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 18,500円～36,300円 (所得により決定)
共益費 2,000円

○共通事項

▶申込み資格

以下の条件を全て満たしている方

- ①住宅に困窮していること
- ②同居親族 (婚姻予定者も含む) を有すること
- ③政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以下、ただし条件により所得月額が21万4千円以下 (※中郷ハイツは除く)
- ④納付すべき税や料金に滞納がないこと
- ⑤申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

▶募集期間

- ①4月9日 (金) ～4月22日 (木)
- ②4月23日 (金) ～

※期間内に複数の申込みがあった場合は、入居審査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込みがない場合に、②の募集を行い、②の期間内は申込みがあれば終了します。希望する方は事前に問い合わせください。

▶受付時間

午前9時～午後4時 (土日、祝祭日を除く)

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

▶申込み方法

入居申込書に必要事項を記入の上、下記へ直接ご持参ください。

※募集要項および申込用紙は、中郷ハイツ管理室に準備しているほか、町ホームページからダウンロード可能です。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

※ご不明な点等がありましたら、気軽に問い合わせください。

▶申込み・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

☎0237-85-1831

町補助事業（新型コロナウイルス対策関連）の一部改正について

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している町補助事業について、国の雇用調整助成金に係る特例措置が延長された事に伴い、以下のとおり対象期間等を拡大・延長します。

▶対象事業

- ①雇用調整助成金申請手続き支援事業補助金
 - ・雇用調整助成金等の支給申請に係る社労士等への事務代行費用に対し補助
- ②休業事業主社会保険料等支援助成金
 - ・雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業所に対し、社会保険料等に対する事業主負担へ一部助成

▶変更内容

対象となる期間を「2月28日まで」から「3月31日まで」に拡大

それに伴い、町への申請期限を以下のとおり変更

- ・「国の雇用調整助成金等の支給対象期間が令和3年1月1日から3月31日までの分」に係る町申請期限7月30日締切

▶その他

詳細は各補助金等の交付要綱をご確認いただくか、下記へ問合わせください。

▶問合せ先 総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

結婚相談会（無料）を開催しています

▶対象者

- ・町内在住または町内企業勤務の独身男女
- ・独身の子どもを持つ両親 など

▶開催日

4月21日（水）午後6時30分～午後8時30分

※以降、毎月第3水曜日に開催

▶場 所 at LOUNGE（宮宿 1085-10）

☎050-5363-9292

▶問合せ先 政策推進課 総合政策係 ☎67-2112

春季火災予防運動が県下一斉に実施されます

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止し、高齢者などの死者発生を防止するとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

▶実施期間

4月9日（金）～22日（木）

▶防火標語（県内統一防火標語）

『その火事を防ぐあなたに金メダル』

○住宅防火いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろ等のそばを離れるときは必ず火を消す

【4つの対策】

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する
- ③住宅用消火器等を設置する
- ④隣近所の協力体制をつくる

○住宅用火災警報器の設置・維持管理を！

※大切な家族を守るために設置が必要な場所

→「寝室」と「階段」

※早期発見のためには、「台所」にもおすすめします

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。西村山管内の設置率は約7割（正しく設置されているのは約5割）です。住宅火災で亡くなった方の多くは逃げ遅れによるものですが、正しく設置されていた住宅火災がぼやで済んだ事例も多くあります。

大切な家族を守るため、住宅用火災報知器の設置、そして正しい設置をお願いします。また、住宅用火災報知器の寿命は約10年です。この機会に点検し、電池切れ等を確認してください。

▶管内の火災件数（令和2年1月1日～12月31日）

寒河江市	河北町	大江町	朝日町	西川町	計
7件	3件	4件	5件	4件	23件